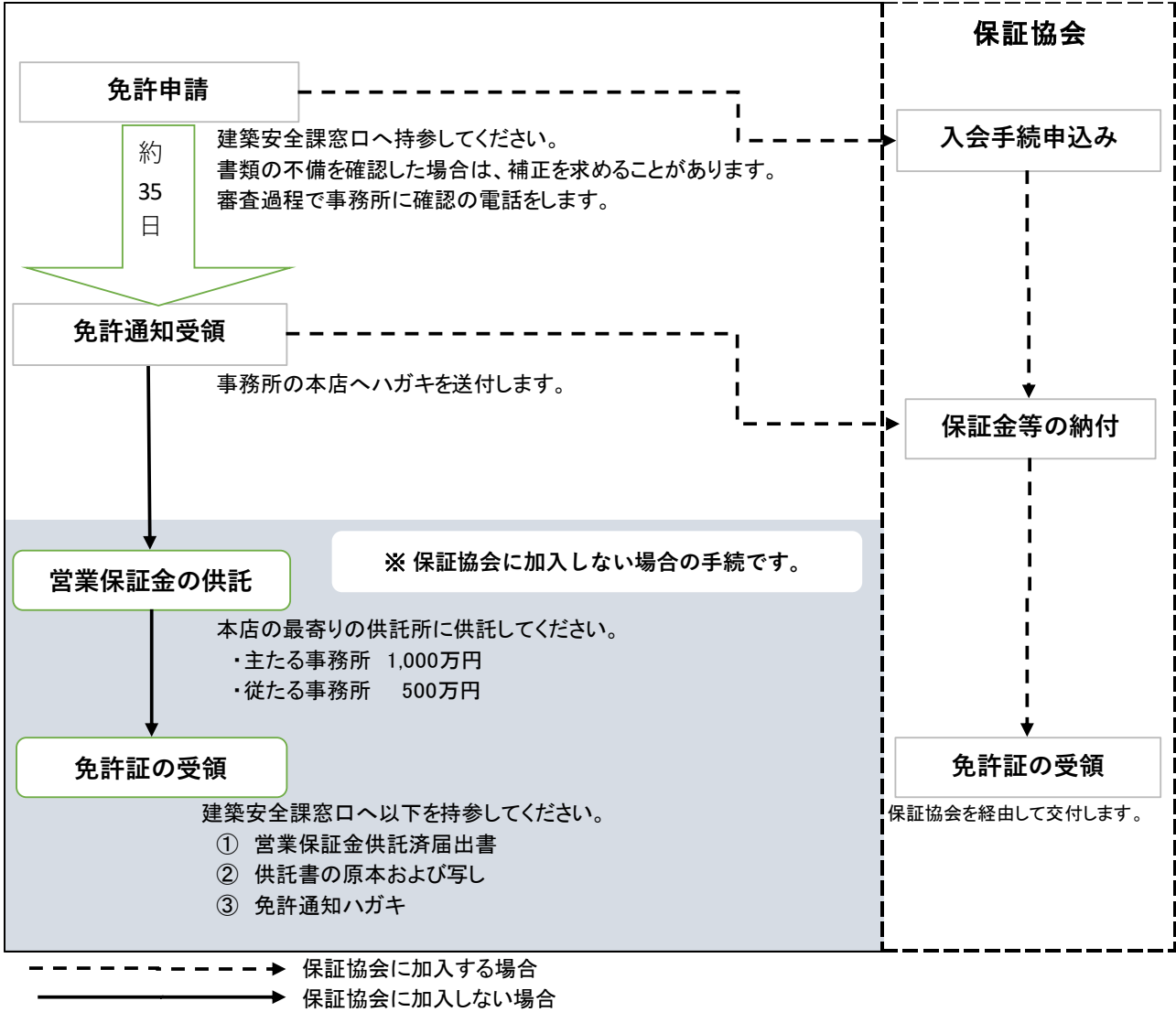


Ⅱ 免許申請から免許証の受領まで

埼玉県知事免許

(1) 新規申請



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、下記の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

さいたま市浦和区東高砂町6-15宅建会館

電話 048-811-1820

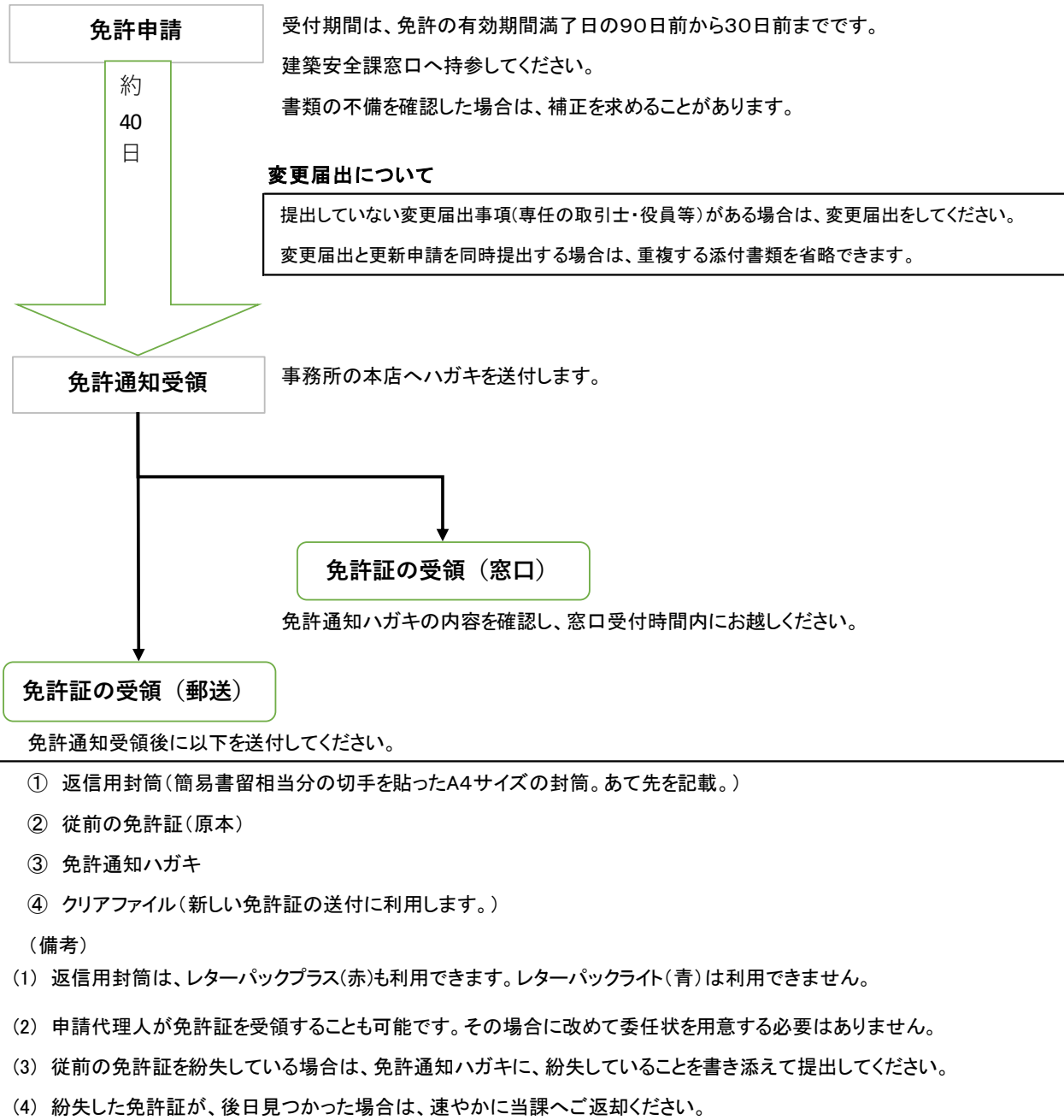
(公社)不動産保証協会埼玉県本部

さいたま市浦和区高砂3-10-4全日埼玉会館

電話 048-866-5225

(2) 更新申請

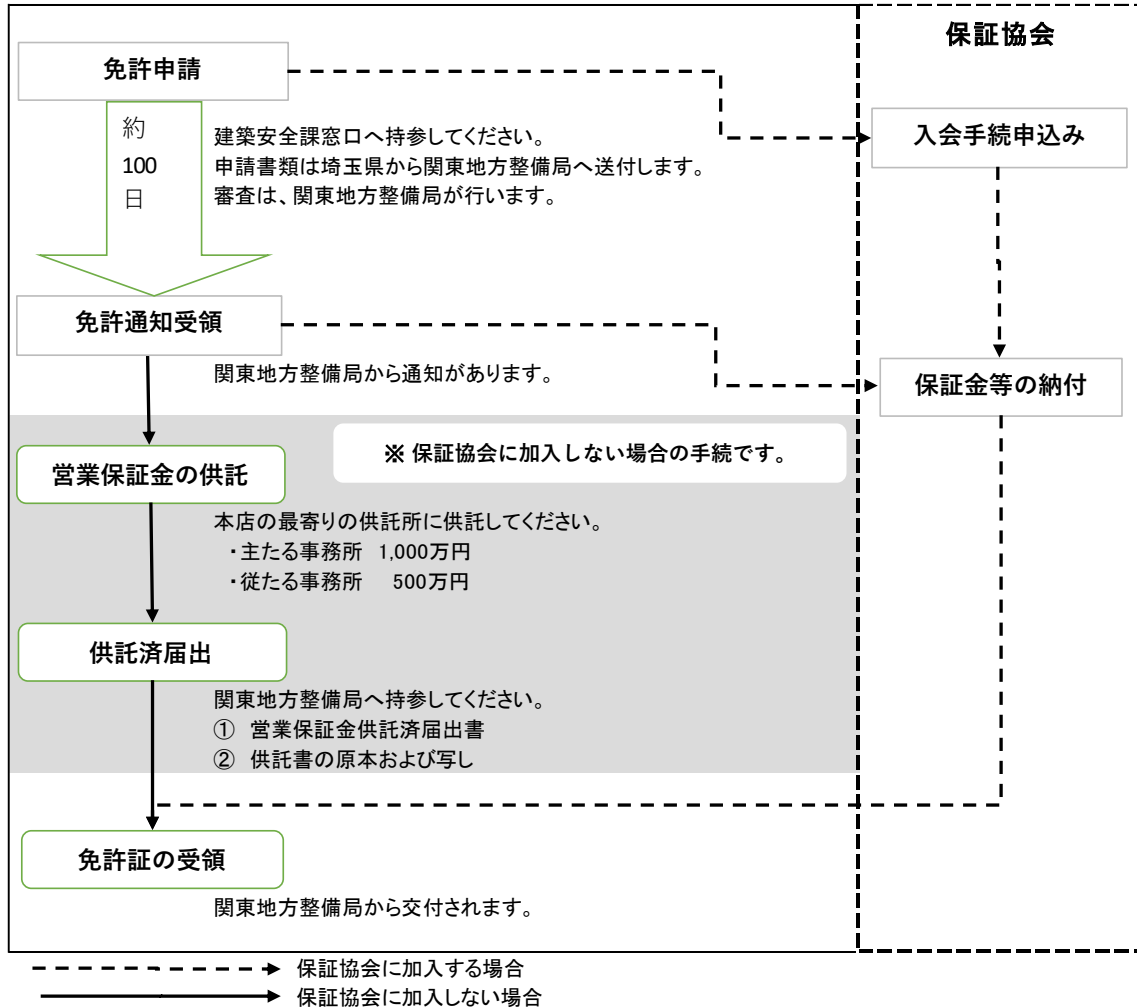
更新申請(埼玉県知事免許)フローチャート



国土交通大臣免許

(1) 新規申請

- * 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日まで。
それ以降は地方整備局が直接受け付ける予定です。



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、下記の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 さいたま市浦和区東高砂町6-15宅建会館 電話 048-811-1820	(公社)不動産保証協会埼玉県本部 さいたま市浦和区高砂3-10-4全日埼玉会館 電話 048-866-5225
--	---

関東地方整備局について

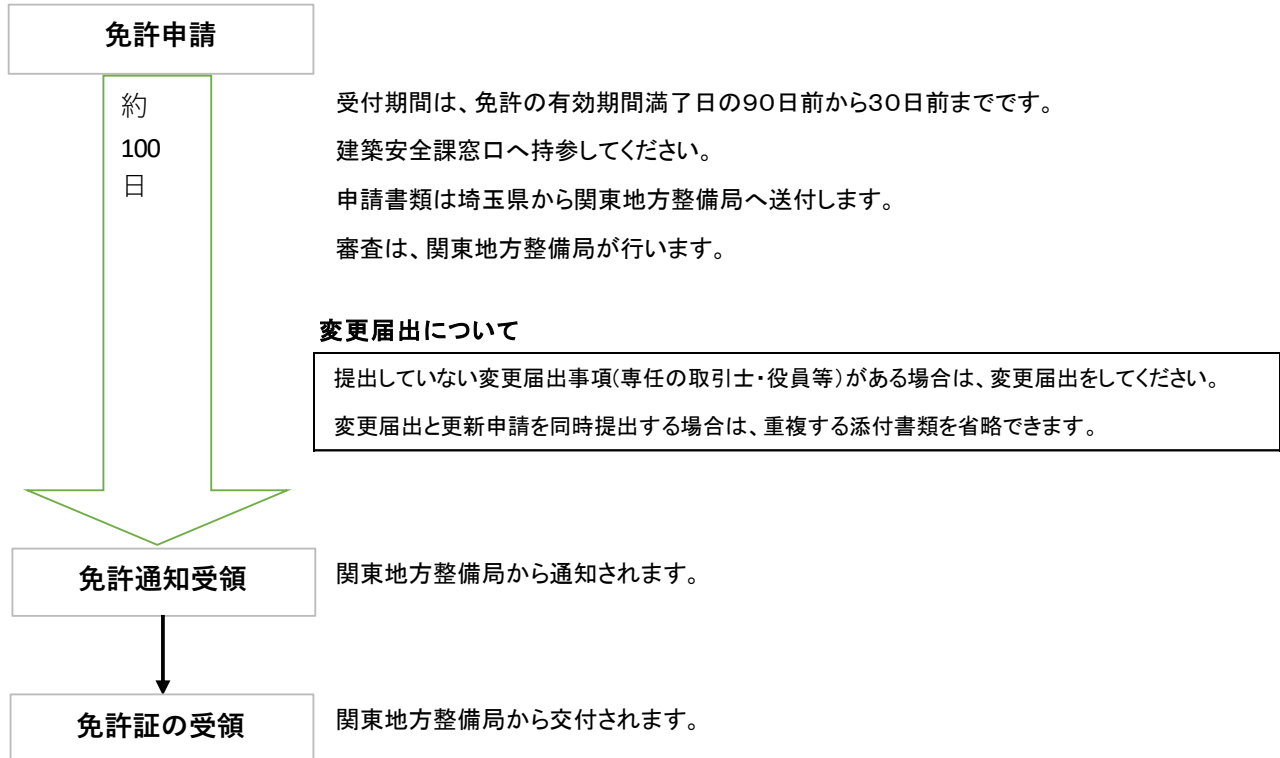
関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産業第二係

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-601-3151(内線6657)

(2) 更新申請

- * 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日まで。
それ以降は地方整備局が直接受け付ける予定です。



関東地方整備局について

関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産第二係
さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
電話 048-601-3151(内線6657)

審査に係る期間について

(1) 標準処理期間について

	営業日換算	実日数換算
埼玉県知事免許（新規）	25日	約35日
埼玉県知事免許（更新）	30日	約40日
国土交通大臣免許(新規)	-	約100日
国土交通大臣免許(更新)	-	約100日

「標準処理期間」とは、申請が到達してから処分をするまでの目安となる期間のことです。申請を補正するために要する期間は、これに含まれません。

(2) 不備や不足への対応について

申請受付以後に不備や不足が見つかった場合には連絡しますので、早急に補正書類を提出してください。

申請受付前において不備や不足がある場合は、審査が進められませんので、書類を全て揃えてから申請してください。

履歴事項全部証明書

登記が完了し、正式に発行された履歴事項全部証明書を御用意ください。登記申請中の状態では免許申請ができません。

事務所の写真

内装が完了していない事務所であっても構いませんが、事務や営業活動を行う拠点として、社会通念上認められる程度の状態で撮影してください。

①商号又は名称の掲示、②事務机、③応接場所、④固定電話については、設置した写真を御用意ください。

(3) 審査の進捗状況に対する問い合わせについて

審査に要する期間の大部分は、関係機関に照会をするために要するものです。

標準処理期間内の進捗状況については「審査中であること」以外には回答できません。

また、国土交通大臣免許申請の審査は、国土交通省関東地方整備局が行いますので、当課では審査状況を回答できません。